

草津市公共施設予約システム利用規約

第1条 目的

この規約は、草津市公共施設予約システム（以下「システム」という。）を利用し、インターネットを通じて施設の抽選申込および予約申込（以下「利用申込等」という。）を行う場合の手続きについて必要な事項を定めるものです。

第2条 定義

この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。

- (1) 施設 市が保有する公共施設のうち、システムを利用して利用申込等が行えるものをいいます。
- (2) 施設管理者 市が指定した施設の管理者をいいます。
- (3) 施設グループ 施設を施設管理者ごとにグループ分けしたものをいいます。
- (4) 利用者登録 システムを利用するために、利用者情報を登録することをいいます。
- (5) 抽選申込 システムを利用して、優先的に予約申込を行うことができる者を決定する抽選に申し込むことをいいます。
- (6) 予約申込 システムを利用して、先着で施設の利用を申し込むことをいいます。

第3条 利用規約の同意

1. システムを利用して施設の利用申込等を行うためには、この規約に同意していただくことが必要です。システムを利用された方は、この規約に同意されたものとみなします。
2. この規約に同意することができない場合は、システムを利用した施設の利用申込等を行うことはできません。

第4条 条例等の優先

施設の利用および利用に係る使用料や利用料金等の支払手続にあたっては、利用する施設の条例、規則等および施設管理者が定める関係規定（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとします。

第5条 利用者登録の申請

システムにおいて利用申込等を行おうとする者は、あらかじめ利用者登録の申請を行うものとします。

- (1) 利用者登録にかかる要件は、施設グループにより異なるため、利用者登録の申請は、利用を希望する施設が属する施設グループごとに行うものとします。

- (2) 利用者登録の申請は、申請者が所有するパソコン、スマートフォン等で仮登録し、主に利用する施設の窓口で本登録を行うものとします。
- (3) 団体による利用者登録の申請は、団体の代表者が行うものとします。
- (4) 利用者登録の申請は、施設グループごとに1利用者または1団体につき1件とします。

第6条 申請者の本人確認

1. 施設管理者は、前条の規定による利用者登録の申請があったときは、当該施設グループ内のいずれかの施設窓口において、申請者が本人であることを本人確認書類の提示により確認するものとします。
2. 団体による申請については、団体の構成員名簿等の提出を求めることがあります。

第7条 利用者登録の承認

1. 施設管理者は、申請者が本人であることを確認できた場合は、第5条の規定による申請の内容を審査し、適当であると認めるときは、速やかに利用者登録の承認を行うものとします。
2. 利用者登録をした者（以下「登録者」という。）には、登録者ごとに異なる利用者登録番号（以下「利用者ID」という。）を発行し、パスワードをシステムに登録します。

第8条 利用者ID・パスワード等の管理

1. 登録者は、利用者IDおよびパスワードを他人に知られることのないよう適切に管理してください。
2. 他人に利用者IDを譲渡し、または貸与してはなりません。
3. 利用申込等については、登録者本人により行われたものとみなします。

第9条 登録事項の変更または廃止

登録者は、登録した内容に変更が生じた場合、または、登録を廃止しようとする場合は、速やかに手続きを行うものとします。

第10条 施設管理者による利用者登録の抹消および制限

施設管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録者に対して事前の告知なく利用者登録の抹消または制限を行うことができるものとします。

- (1) 虚偽の申請をしたとき。
- (2) 施設の管理に関する条例等または本規約に定める事項に違反したとき。
- (3) 死亡したときまたは解散したとき。

- (4) 住所変更の手続きを怠る等、登録者の責めに帰すべき事由により、登録者への通知または連絡を行うことができないと施設管理者が判断したとき。
- (5) 利用予約申込等の頻繁な取消しや、利用料金の不払い、または当日利用しないなどの行為を繰り返し行うなど、他の予約者への支障および施設の運営に支障があると施設管理者が認めたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、登録者として不適格であると施設管理者が認めたとき。

第11条 抽選申込および当選後の手続き

- 1 抽選申込は、抽選申込の対象となる施設に対し、施設ごとに設ける受付期間内に行うものとします。
- 2 抽選により当選した場合は、抽選申込時の内容を仮予約として取り扱います。
- 3 仮予約については、施設管理者が指定する日までに、利用する施設の窓口において施設を利用する意思確認を行うことにより、次条第1項の予約申込とみなします。
- 4 前項の期間内に施設を利用する意思確認が行えない場合、施設管理者は登録者に対して事前の告知なく仮予約を取り消すことができます。

第12条 予約申込および申込後の手続き

- 1 予約申込は、施設ごとに設ける受付期間内に行うものとします。
- 2 登録者は、予約申込を行ったときは、施設管理者が指定する日までに、利用する施設の窓口において使用許可書を受け取るとともに、使用料または利用料金（以下「利用料金等」という。）の算定額を確認のうえ、支払いを行うものとします。
- 3 前項の期間内に利用料金等の支払いが行われない場合、施設管理者は登録者に対して事前の告知なく予約を取り消すことができます。

第13条 使用許可後の予約の取消し

1. 使用許可後の予約の取消しは、システムでの手続きができませんので、各施設に直接連絡し手続きを行ってください。
2. 使用許可後の予約の取消しに際しては、利用料金等の全部または一部の支払いが発生する場合があります。

第14条 費用

1. 利用者登録にかかる登録料は、無料とします。
2. 登録者がシステムを利用するにあたって必要とする装置、ソフトウェアおよびインターネット接続等に関する費用その他一切の費用は、登録者が負担するものとします。

第15条 個人情報の保護

1. 市および施設管理者は、登録者情報および予約情報について、本来の目的以外に利用せず、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および草津市個人情報保護法施行条例（令和5年条例第1号）その他関係法令等の規定に基づき、適正に取扱うものとします。
2. 登録者は、登録者情報および予約情報について、システムの運用に必要な範囲に限り、市および各施設管理者が利用することに同意するものとします。

第16条 免責事項

1. 市は、登録者がシステムを利用したことにより発生した登録者の損害および登録者が第三者に与えた損害について、一切の責任を負いません。
2. 市は、システムの運用の停止、中止または中断等により登録者に発生した損害について、一切の責任を負いません。

第17条 規約の変更

1. 市は、必要に応じて登録者に対し事前に通知することなく、この利用規約を変更できるものとします。
2. 利用規約の変更後にシステムを利用したときは、登録者は、変更後の規約に同意したものとみなします。

第18条 その他

この規約に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定めるものとします。

付則

この規約は、令和8年2月16日から施行します。